

# 第1章 小美玉市環境基本計画の 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の対象範囲と分野構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 計画の推進主体

この章では、本計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を示しました。

## 1 計画策定の背景

本市は、豊かな自然や肥沃な土地に恵まれており、特に冬の時期には朝と夕方に行き来する白鳥の姿や霞ヶ浦の多種多様な生き物を見ることができます。これらの貴重な自然環境を守るためには、地球温暖化対策や生物多様性<sup>\*</sup>の保全など、問題解決がますます重要になってきております。

私たちは、本市の豊かな自然環境が市の発展に大きく寄与している重要な資源であることを認識している一方で、経済活動を支えるためのインフラ整備や多くの観光客を受け入れるための施設運営、さらには私たちの快適で豊かな生活の追求により、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などを発生させ、自然環境に負荷をかけてきました。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本市に限らず世界規模で急速に進み、特に地球温暖化<sup>\*</sup>が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から 50 年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。

しかし昨今では、地球温暖化や海洋汚染、生物多様性の保全など、国境を越えた複雑な環境問題に直面しています。私たちは、複雑な環境問題を解決しつつ、この地球上で豊かな暮らしを持続させていくための方策を進めていかななくてはなりません。

近年、全国各地で世界規模の気温上昇が要因とされる、集中豪雨や台風の巨大化等による災害が頻繁に発生しています。本市では、このような状況を踏まえ、2019 年 10 月に「COOL CHOICE<sup>\*</sup>宣言」を行い、さらに 2020 年 7 月には 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ<sup>\*</sup>」を宣言しました。今後、二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、関係機関との連携を緊密に図りながら環境保全への積極的な取り組みを推進してまいります。

日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画を推進しています。この計画には、SDGs<sup>\*</sup>の考え方を盛り込んでおり、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定しています。このため、計画の推進にあたっては、これまで以上にパートナーシップ（あらゆる関係者との連携）が重要となってきます。

本市では、2019 年 9 月、小美玉市の恵み豊かな環境の保全及び創造に努めるため

「小美玉市環境基本条例」を抜本的に改定し、基本理念や各主体の責務、施策の基本方針等を定めました。これにより、市の環境だけでなく、地球環境も守ることを意識し、将来の子どもたちが豊かな生活を送りつつ自然の恵みを受け続けられるよう、10年先の環境を見据えて「小美玉市環境基本計画」を策定することとしました。

## コラム

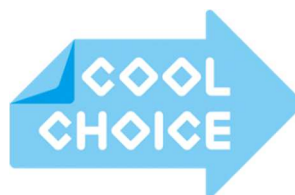


### COOL CHOICE（クールチョイス）とは？

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定※」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガス※の排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

### ゼロカーボンシティとは？

2050年に二酸化炭素※の排出を実質ゼロにすることを目指す自治体のこと。地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者、国民といったすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要です。

二酸化炭素排出量実質ゼロとは、温室効果ガス（二酸化炭素など）の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。



## 2 計画の位置づけと役割

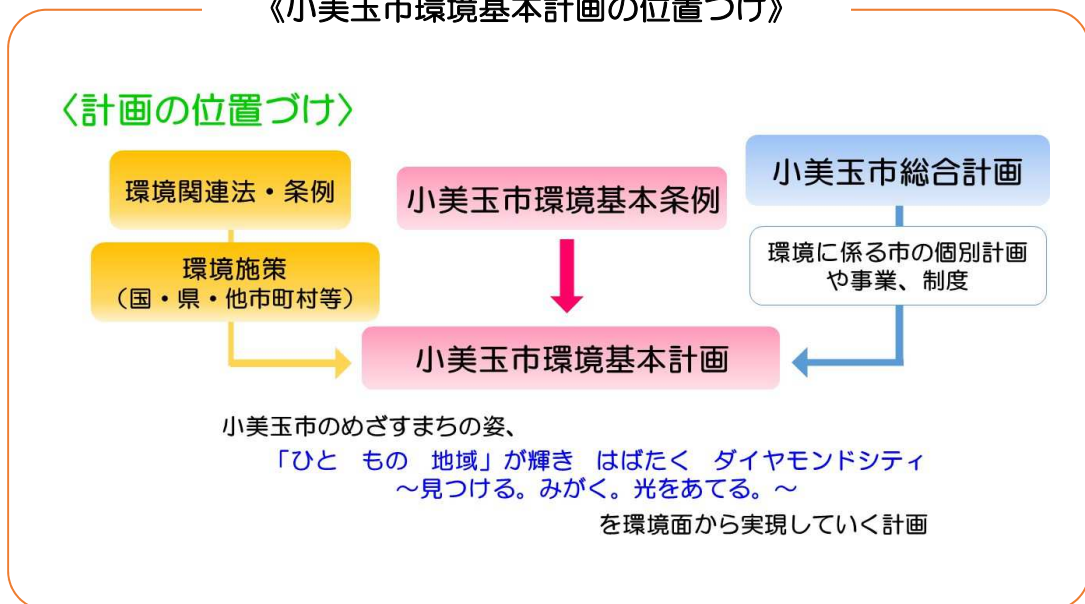
本計画は、小美玉市環境基本条例第9条に基づく計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める「基本理念」にのっとり、同条例第8条に定める「施策の基本方針」に基づいて、基本的な計画を定めるものです。

また、「小美玉市第2次総合計画前期基本計画（2018～2022）」に示す市の将来像『「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ ～見つける。みがく。光をあてる。～』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、市、市民、事業者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

### 《小美玉市環境基本計画の位置づけ》



### 3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、小美玉市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。

分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

環境分野	環境要素
自然環境	生物多様性（動植物）、農地、森林、水辺、自然公園、自然の活用、歴史的環境
生活環境	大気環境（大気、悪臭、騒音・振動）、水環境（河川・湖沼、地下水等）、土壌環境、有害化学物質・放射性物質 <sup>※</sup> による環境汚染、環境美化
地球環境と循環型社会	地球温暖化対策、COOL CHOICE、ゼロカーボンシティ、気候変動、再生可能エネルギー <sup>※</sup> 、3R <sup>※</sup> （廃棄物の排出抑制と有効利用）、廃棄物の適正処理
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境保全活動

### 4 計画の期間

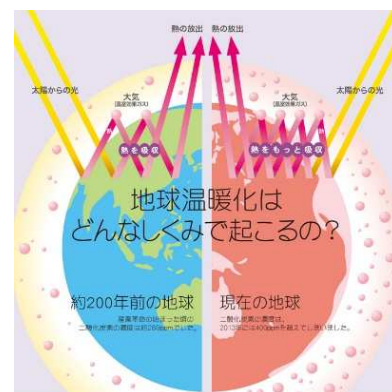
本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### コラム

##### 地球温暖化とは

石油や石炭、天然ガスを燃やして電気をつくったり、自動車や飛行機を動かしたりすると、二酸化炭素やメタンなどの“温室効果ガス”が空気中にどんどん増えていきます。この温室効果ガスが増えすぎると、太陽からの熱が宇宙に逃げずに地球の表面にどんどんたまってしまふので地球の気温を上昇させてしまいます。この現象を地球温暖化といいます。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより



## 5 計画の構成

---

本計画の構成は、次のとおりとします。

### 第1章 小美玉市環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

### 第2章 小美玉市の環境

本市の地域概況を含む5つの分野に分けた環境の現状を整理しました。環境教育では、市内の小中学校における取り組みを、環境保全活動では、市民や事業者による環境保全活動の紹介やメッセージをとりあげました。

### 第3章 計画の目標と施策体系

本市の望ましい環境将来像と環境分野別の4つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

### 第4章 環境施策と私たちの取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取り組みを示しました。

### 第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

### 第6章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

## 6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者、滞在者及び民間団体とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

### (1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

### (2) 市民の役割

市民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### (3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、十分環境に配慮するとともに、その事業活動に係る製品等の使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、必要な措置を講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### (4) 滞在者及び民間団体の役割

滞在者（通勤、通学及び観光等）は、市民の役割に準じて環境の保全・創造に努めます。

市民又は事業者が組織する民間の団体は、事業者の役割に準じて環境の保全・創造に努めます。



コ  
ラ  
ム



### 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

人間活動が原因で生じるさまざまな問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年（2015年）9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国が共に取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として令和12年（2030年）までの17の目標（ゴール）が設定されています。

SDGsの目標はそれぞれ関連しているので、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会の繋がりを考え、共に解決していくことが大切になります。

